

1. 件名:「日立造船(株) 特定兼用キャスクの型式証明申請に関するヒアリング【8】」

2. 日時: 令和4年4月19日 14時30分～17時00分

3. 場所: 原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

戸ヶ崎安全規制調整官、塚部管理官補佐、松野上席安全審査官

櫻井安全審査官\*

(核燃料施設審査部門)

甫出主任安全審査官\*

日立造船株式会社

脱炭素化事業部 プロセス機器ビジネスユニット 原子力機器事業推進室

主席技師 他6名\*

5. 要旨

(1) 日立造船株式会社(以下「日立造船」という。)から、令和3年9月16日に申請があった発電用原子炉施設における特定兼用キャスクの設計の型式証明について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について、説明することを求めるとともに、引き続き、内容を確認することとした。

- 遮蔽機能の評価について、Hitz-P24 型の特有の考慮を含む事項に対し、保守性を踏まえた基準適合性を分かりやすく説明すること。また、バスケット最外周部の「実形状の線量当量率分布を包絡する、保守的な密度を設定」について、詳細に説明をすること。
- 遮蔽解析モデルについて、R-Z 体系モデルの寸法やトランニオン部の評価等について、設計で検討した内容の正当性を体系的に説明すること。
- 遮蔽解析の保守性について、中性子遮蔽材の質量減損の1~2%程度等の定量的な値の考え方を説明すること。
- 構成部材密度について、最小保証密度の意味を説明すること。また、後段の規制における制限値になるものなのか等、後段規制における扱いを説明すること。

(3) 日立造船から、了解した旨回答があった。

6. その他

提出資料:

資料1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請 設置許可基準規則への適合性について(第十六条関連)

資料1-2 補足説明資料16-1 16条燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(令和4年1月20日に提出済み)

資料 1 - 2 補足説明資料 16-3 16 条燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 遮蔽機能  
に関する説明資料（令和 4 年 3 月 1 7 日に提出済み）

資料 1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請の概要（令和  
3 年 1 1 月 1 1 日審査会合資料）

以上